

第 1 2 次佐賀市交通安全計画の概要

(計画期間：令和 8 年度～令和 1 2 年度)

佐賀市交通安全計画について

- 交通安全対策基本法第 26 条に基づく任意計画
- 上位計画である佐賀県交通安全計画に基づくとともに、本市の実情を踏まえ、昭和 47 年以降 1 1 次にわたり計画を策定している。
- 人命尊重の理念の下、本市における交通安全対策全般にわたる総合的かつ長期的な施策の大綱を定める 5 か年（令和 8 年～令和 1 2 年）の計画

第 1 2 次交通安全基本計画（令和 8 年 3 月 2 7 日策定）

第 1 2 次佐賀県交通安全計画（令和 8 年 4 月 2 0 日策定）

第 1 2 次佐賀市交通安全計画

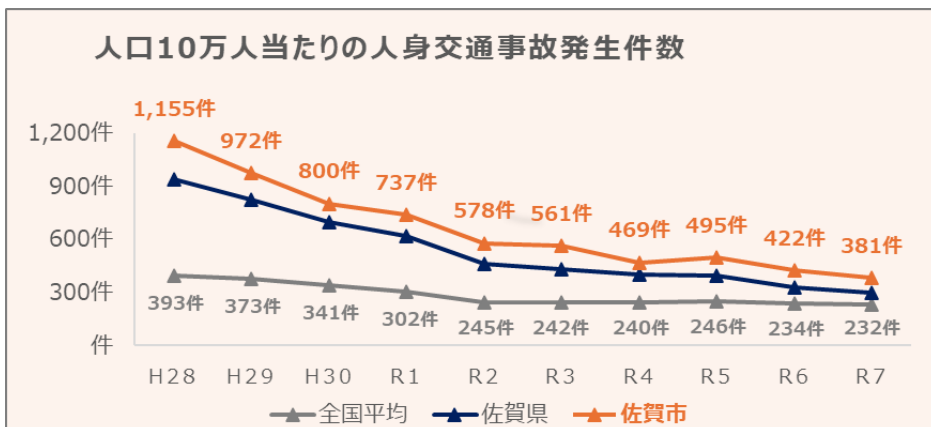
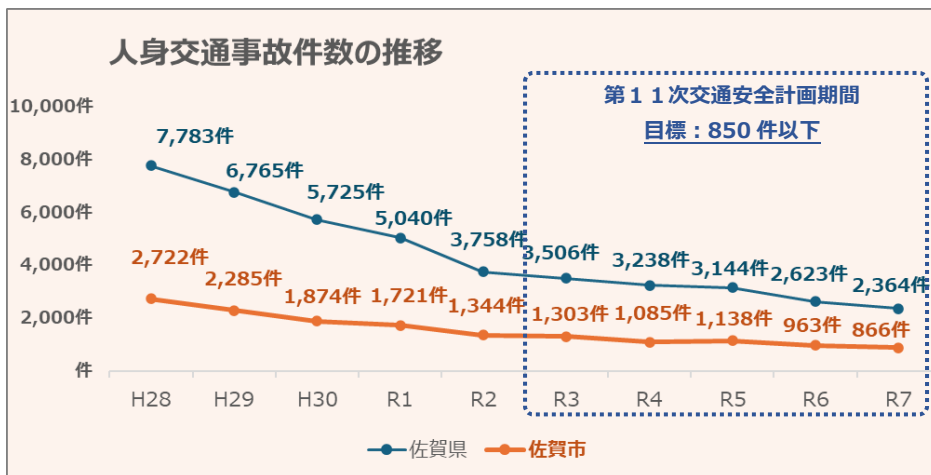
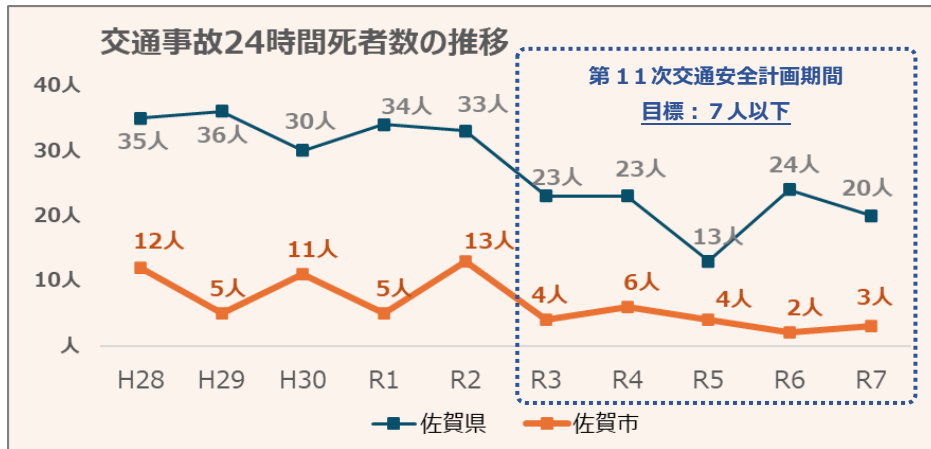
第 1 章 佐賀市交通安全計画について（P1～P5）

【基本理念】

- (1) 交通事故のない社会を目指して
- (2) 人優先の交通安全思想
- (3) 少子高齢化が進展しても安全に移動できる社会の構築
- (4) 地域の実情を踏まえた施策の推進
- (5) 役割分担と連携強化

第2章 道路交通の安全（P6～P33）

○道路交通事故の現状（P7～P10）



- 交通事故による死者数の減少は鈍化傾向
- 第11次計画における「年間24時間交通事故死者数7名以下」の目標は、**達成**
- 人身交通事故件数は令和2年から7年にかけて約480件減少
- 第11次計画における「人身交通事故件数850件以下」の目標は、**未達成**
- 「人口10万人当たりの事故件数」は減少傾向にはあるが、全国平均と比較して高い水準が継続

○第12次計画における目標（P11）

- ① 計画期間における年毎の24時間死者数を3人以下にする
- ② 令和12年までに人身交通事故発生件数を690件以下にする

○道路交通安全対策を考える10の視点（P12～P16）

- ① 交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進
- ② 高齢者を交通事故から守るとともに交通事故を起こさないための総合的な対策
- ③ こどもの安全確保のための環境整備
- ④ 歩行者の安全確保のための意識変容
- ⑤ 自転車の安全確保のための法令遵守と通行環境の整備
- ⑥ 外国人の交通安全対策の推進
- ⑦ 特定小型原動機付自転車を始めとする小型モビリティの法令遵守の徹底と安全対策の推進
- ⑧ 生活道路における歩行者等の安全確保
- ⑨ 先進技術の活用推進
- ⑩ 地域が一体となった交通安全対策の推進

○講じようとする施策（7つの柱）（P17～P33）

（1）道路交通環境の整備（P17～）

生活道路の交通安全確保／歩行空間の整備／高齢者等の移動手段確保・充実／自転車利用環境の整備 等

（2）交通安全思想の普及徹底（P21～）

幼児、小中学生、高校生、成人、高齢者までの段階的な交通安全教育／外国人への交通安全教育／自転車の安全利用の推進／自動車（二輪車を含む。）の安全運転の推進／新しい小型モビリティの安全対策／先進技術等の活用及び情報提供 等

（3）安全運転の確保（P28）

自転車安全運転対策の推進／高齢運転者対策の充実 等

（4）車両の安全性の確保（P29）

不正改造車の排除／自転車の点検・整備の啓発 等

（5）道路交通秩序の維持（P30）

事故多発路線等での街頭指導強化／飲酒運転等の違反者の取締強化の要請／自転車利用者に対する交通指導取締りの推進 等

（6）救助・救急活動の充実（P32）

応急手当の普及啓発／救急関係機関との連携強化 等

（7）被害者等支援の充実と推進（P33）

第 3 章 踏切道における交通の安全（P34～P35）

○踏切事故の状況（P34）

- 令和 6 年度、全国で 217 件発生、死傷者数は 140 人
- 全国的には踏切事故は減少傾向

○講じようとする施策（P35）

- （1）踏切道の構造の改良、踏切保安設備の整備及び交通規制の実施
- （2）その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置